

県北広域振興局長告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年4月8日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700114	久慈市	元気の泉ヘルパーステーション訪問介護	久慈市旭町第8地割100番地1	平成28年3月31日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700155	久慈市	元気の泉ヘルパーステーション訪問入浴介護	久慈市旭町第8地割100番地1	平成28年3月31日